

## 第5章 除草への取組

### 1. これまでの除草方法の変遷

鳥取砂丘では平成3年度(1991年)から試験除草が始まった。平成6年度(1994年)からは本格的な除草活動となり、当初は機械除草を中心に展開してきたが、平成9年(1997年)頃に機械除草から人力除草へとシフトチェンジし、令和4年度(2022年)現在は除草エリアほとんどが(81%)が人力除草となった。

### 2. 平成31年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)の除草方法

#### 2-1 全面除草の継続

砂丘内の除草エリアは、平成15年度(2003年度)から現在と同じ除草エリアに拡大され現在に至っている。除草エリアはほぼ天然記念物指定範囲に相当し、砂丘内の植物量をコントロールし、砂の動く砂丘を維持することを目的に種子供給の根絶、飛散防止の観点から継続時に除草を実施してきた。

#### 2-2 除草方法の考え方

平成3年度(1991年度)以来、長期にわたる継続的な取り組みにより、天然記念物中心エリアの植生は、ある程度人為的にコントロール可能なレベルに落ち着いてきた。平成20年度(2008年度)からは「砂丘にやさしい」手法として、可能な限り機械除草から人力除草へシフトしていく考え方により、第一砂丘列近くの斜面勾配がきついエリアをスポーツトラクタから人力除草へ転換するなど、極力機械力の使用を避ける方針とした。

通称「オアシス」のエリアでは、平成20

年(2008年)1月に尻無川の「両岸」に群生するケカモノハシを、また平成21年(2009年)1月にもオアシス西側のボランティア除草エリアで除去が困難なコマツヨイグサ等、外来系植物の大群落地を、それぞれ機械力を使用して除草した。オアシスエリアでの機械除草は、平成3年当時の試験除草、平成16年(2004年)に引き続いてこの時が3回目であった。必要最小限の範囲でワンポイント的に機械力を使用することは、人力除草の限界補完や夏場におけるボランティア除草の作業軽減化の点から今後も必要になると考えられる。

オアシスエリアの除草においては平成21年(2009年)から観光客による体験除草を開始した。平成26年(2014年)からは昆虫保護のため観光客除草は区域を定め、人の入り込みを抑制しながら実施してきた。

平成30年(2018年)からは、オアシスエリアにおいてエリザハンミョウの保護措置を開始した。これにともない保護措置エリアに隣接する区域については、除草を中止した。令和2年(2020年)以降は新型コロナウイルスによる感染拡大にともない、観光客除草を中止している。また、ボランティア除草の参加人数についても大きく減少することとなった。

### 3. 除草活動と保全再生のバランス

#### 3-1 機械除草による砂の流出

トラクタ耕耘による機械除草は、広大な面積を短期にかつ均一に除草する方法として有効であるが、反面、砂丘に人為的な景観を作りだし、表面がフカフカで歩きにく

くなることが問題である。風で砂が周辺部に飛んでしまい、砂丘内の人力除草区域と機械除草区域界に不自然な段差が形成されて、砂丘内にコブ状の地形（植生マウンド）が目立ち易くなってしまったとの指摘がある。この改善は今後の課題である。

### 3-2 多様な生き物との調和、除草を通じて環境保全の大切さを学ぶ

天然記念物区域を中心とした除草活動に加え、周辺の保安林部には、シナダレスズメガヤ、オオフトバムグラ、コマツヨイグサなどの外来系植物が密生している。このエリアから砂丘中心部への種子の飛散抑止を目的に、周辺保安林帯での除草活動も平成 21 年度（2009 年）に試験的に実施した。

特に区域界は除草が手薄となりがちであるが、近年アダプト除草への関心が高まっており個人、団体との新規契約により区域界での除草対応をおこなっている。

周辺保安林との区域界を帯状に機械除草することも考えたが、砂丘中心部のみならず、保安林帯には多様な生き物が数多く生息していることから、除草に当たってはこれら多様な生き物にも配慮する必要がある。

また、平成 21 年（2009 年）秋からは砂丘を訪れた観光客を対象に、主にオアシスでのボランティア除草の体験を開催した。砂丘での保全活動の大切さを学ぶことも目的の一つであったが、前述の通りコロナ禍以降は中止している。

### 3-3 貴重種の保護と除草

観光客の入り込みにともないオアシス周辺のハンミョウ類等の貴重な昆虫の保護が課題となっている。このためオアシスでは、区域を決めたり、エリアを変更したりして昆虫保護に配慮しながら選択除草をおこなっているところである。

平成 29 年（2017 年）の調査において、オアシスエリアに生息する「エリザハンミョウ」の個体数の減少が確認されたことから、翌平成 30 年（2018 年）4 月から、生息地の周辺をロープで囲み、保護する取り組みを開始した。

併せて保護措置エリアに隣接する区域についても除草を控えるなど、保護措置を継続している。

機械除草においても昆虫類への影響を考慮し緩衝地帯の設置、人力除草への振り替え等実施方法を検討しているところである。

今後も貴重種保護と除草とのバランスをとりながら、季節を問わず、その時々でタイミングよく除草することで夏場の除草活動を軽減し、より鳥取砂丘の魅力を高めていく先駆的な取り組みが継続、展開されていくよう、鳥取砂丘未来会議事務局をはじめとした関係者の努力がますます重要となり、強く期待されているところである。